

東山北地区地区計画における建築物等 に関する制限早見表

名 称		東 山 北 地 区 地 区 計 画
面 積		約 3. 1 h a
基本となる規制	用 途 地 域	第 一 種 住 居 地 域
	容 積 率 建 ぺ い 率 高 さ 制 限 外壁後退距離	2 0 0 %以下 6 0 %以下 _____ _____
	高 度 地 区	第 三 種 高 度
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	
	区画道路1号線 幅員 6. 0 m 延長 約115 m 区画道路2号線 幅員 6. 0 m 延長 約90 m 区画道路3号線 幅員 4. 7 m 延長 約220 m [位置 計画図表示のとおり]	
	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. 自動車教習場 3. 畜舎
	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	1 0 0 m ²
	建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度	_____
	建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	建築物の色彩は、良好な住環境に調和するものとし、広告物、看板等についても、周辺の住環境を損なわないものとする。
備 考		東山北地区地区計画の決定 平成18年3月17日